平成２５年8月１２日

各　　位

会　社　名　　株 式 会 社 ヒ マ ラ ヤ
代 表 者 名　代表取締役社長　　野 水 優 治
（コード番号　７５１４　東証・名証第一部）
問い合わせ先　　管理本部長　　増 田 康 裕
（Ｔ　Ｅ　Ｌ　０５８－２７１－６６２２　）

「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 12 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、今回の改定が全項目にわたっていることから、下線による変更箇所の表示はございません。

記

Ⅰ．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１．当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役、常勤監査役、本部長が委員を務めるコンプライアンス・リスク委員および外部有識者（弁護士、会計士、税理士、学者等）をもって構成し、四半期に１回の割合で開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会（以下「C&R 管理委員会」という。）」を設置する。

２．コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・グループマニュアル」を制定し、ここにコンプライアンスの基本原則を設ける。

３.当社の役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「ヒマラヤグループ企業行動規準」等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

４．当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役、常勤監査役、本部長、部長およびエリア長が委員を務めるコンプライアンス・リスク委員をもって構成し、毎月１回開催する「コンプライアンス・リスク管理実行委員会」（以下「C&R 管理実行委員会」という。）を設置する。

５．「C&R 管理実行委員会」の委員長からその指名を受けた者に、当社の使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。

６．当社の役員および使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、「ヒマラヤグループ企業行動規準」に従って、「C&R 管理委員会」および「C&R 管理実行委員会」へ報告するものとする。

７．当社は、相談・通報体制（ホットライン）を社内外に設置し、当社の役員および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、通報者の希望により匿名性を保障のうえ、通報者に不利益がないことを確保する。

８．重要な通報について法令違反等が確認された場合は、外部有識者を含めた調査・対応チームで

調査実施のうえ、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員および使用人に開示し、周知徹底する。

９．監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

１０．業務執行部門から独立した内部監査室は、内部統制システムの整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。

１１．反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。

１２．財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用する。

Ⅱ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

１．当社は法令および「文書管理規程」に基づき、文書等の保存を行う。

２．情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」および「個人情報取扱規程（個人情報保護方針を含む）」により対応する。

３．会社の重要な情報開示に関連する規程を整備し、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

Ⅲ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１．各部・店（名称を問わずこれに準ずる組織を含む）は、別に定める「リスク管理基本規程」に従って所管業務に係るリスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等・内部統制の有効性を検証する。

２．内部監査室は、内部統制の全社的整備状況の監査を行う。

３．「C&R 管理委員会」は、諸リスクの横断的監視および対応と総指揮を行う。

４．「C&R 管理委員会」の事務局は、法務・コンプライアンス室に設置する。

Ⅳ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１．当社は、全取締役ならびに全監査役が出席する定例の取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定や全社計画の進捗状況の確認ならびに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。

２．取締役会付議事項および経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役および常勤監査役が出席する経営会議を毎月１回以上開催する。

Ⅴ．当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

１．当社および子会社に対しては、内部監査室による調査の実施、および必要に応じ関係部門の担当者あるいは調査・対応チームによる聞き取り調査体制を構築する。

２．当社および子会社に影響を及ぼす重要な事項については、取締役会審議の前に、経営会議にお

いて多面的な検討を経る体制とする。
3．監査役が、監査役自らまたは監査役会を通じて子会社を含めた当社全体の監視・監査を効率的かつ適正に行えるよう会計監査人および内部監査室との密接な連携等的確な体制を構築する。

Ⅵ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

Ⅶ．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を選任した場合、その人事異動に関しては、事前に監査役会へ報告することとし、懲戒については、監査役会の事前承認を必要とすることとする。

Ⅷ．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

1．代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
2．代表取締役および業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに監査役に対して報告を行う。

（1）会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
（2）会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのある事実
（3）取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容
（4）企業倫理に関する内部通報窓口および「パワハラ等」に関する相談窓口に対する通報の状況

Ⅸ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．全監査役の内、過半数以上は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
2．監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議や「C&R 管理委員会」および「C&R 管理実行委員会」などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることとする。
3．監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
4．代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
5．取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

以　上